

平成 26 年 6 月第 2 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

(1)	招 集 告 示	5 月 23 日 (金)
(2)	開 会	6 月 3 日 (火)

2 提出案件

(1)	報 告	10 件
	・ 繰越計算書	6 件
	・ 法人事業計画書	4 件
(2)	条 例	5 件
(3)	補 正 予 算	1 件
(4)	財 産 の 取 得	1 件
(5)	市 道 の 認 定 等	1 件
(6)	補 正 予 算	1 件 追加議案
(7)	契 約 の 締 結	1 件 追加議案
	計	20 件

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【予算の繰越 6件】

- 1 報告第12号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市一般会計継続費繰越計算書)
- 2 報告第13号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 3 報告第14号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市下水道事業特別会計継続費繰越計算書)
- 4 報告第15号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 5 報告第16号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書)
- 6 報告第17号 予算の繰越について
(平成25年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計継続費繰越計算書)

【法人の経営状況 4件】

- 1 報告第18号 土浦市土地開発公社の平成26年度事業計画について
- 2 報告第19号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の平成26年度事業計画について
- 3 報告第20号 一般財団法人土浦市農業公社の平成26年度事業計画について
- 4 報告第21号 株式会社ラクスマリーナの平成26年度事業計画について

議案

【条例 5件】

- 1 議案第81号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例及び土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 2 議案第82号 土浦市税条例等の一部改正
- 3 議案第83号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 4 議案第84号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について
- 5 議案第85号 土浦市火災予防条例の一部改正について

【予算 1件】

- 1 議案第86号 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第1回)

【財産の取得 1件】

- 1 議案第87号 財産の取得について(常備消防用高規格救急自動車購入)

【市道の認定等 1件】

- 1 議案第88号 市道の路線の認定について

【追加議案 予算 1件】

- 1 議案第89号 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第2回)

【追加議案 契約 1件】

- 1 議案第90号 神立菅谷排水区公共下水道(雨水)工事の請負契約の締結について

平成 26 年第 2 回市議会定例会 報告

【予算の繰越 6 件】

- 1 報告第 12 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市一般会計継続費繰越計算書)
- 2 報告第 13 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 3 報告第 14 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市下水道事業特別会計継続費繰越計算書)
- 4 報告第 15 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書)
- 5 報告第 16 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書)
- 6 報告第 17 号 予算の繰越について
(平成 25 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計継続費繰越計算書)

【参考】

地方自治法施行令第 145 条及び第 146 条に基づく繰越の報告
 地方公営企業法第 26 条第 3 項に基づく繰越の報告（管理者→長）
 翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製 → 次の議会に報告

☆繰越内容(見込)

区 分	(25年度 → 26年度)	主 な 事 業
一般会計継続費繰越	130,311,000 円 (1件)	・ 市営斎場整備事業
一般会計明許費繰越	3,255,053,717 円 (34件)	・ 保育所管理運営事業 ・ 道路維持補修事業 ・ 道路新設改修事業 ・ 都市下水路整備事業 ・ 川口田中線街路事業 ・ 真鍋神林線延伸道路整備事業 ・ 田村沖宿線延伸道路整備事業 ・ 新治運動公園整備事業 ・ 消防庁舎整備事業 ・ 土浦小学校校舎改築事業 ・ 小学校・幼稚園耐震化事業 ・ 中学校エアコン整備事業
下水道事業継続費繰越	70,041,000 円 (2件)	・ 川口ポンプ場電気・機械設備改築事業 ・ 神立菅谷雨水幹線整備事業
下水道事業明許費繰越	1,110,352,000 円 (3件)	・ 公共下水道整備事業 ・ 流域下水道事業 ・ 特定環境保全公共下水道整備事業
下水道事業事故繰越	81,717,000 円 (1件)	・ 流域下水道事業(県流域処理場の合流改善工事の事故繰越に伴う繰越)
駅北再開発事業継続費繰越	17,150 円 (1件)	・ 土浦駅前北地区市街地再開発事業
計	4,647,491,867 円 (42件)	

- 平成 22 年度繰越額 4,031,858,566 円(70 件)
- 平成 23 年度繰越額 3,236,106,082 円(41 件)
- 平成 24 年度繰越額 4,583,363,680 円(53 件)

【法人の経営状況 4 件】

- 1 報告第 18 号 土浦市土地開発公社の平成 26 年度事業計画について
- 2 報告第 19 号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の平成 26 年度事業計画について
- 3 報告第 20 号 一般財団法人土浦市農業公社の平成 26 年度事業計画について
- 4 報告第 21 号 株式会社ラクスマリーナの平成 26 年度事業計画について

【参考】

経営状況を公表する法人（自治法第 221 条第 3 項，第 243 条の 3 第 2 項）

- ・土地開発公社
- ・資本金，基本金の 2 分の 1 以上を出資している法人（地方自治法施行令第 152 条）

〔出資の状況〕

土地開発公社	1,000 千円	（出資金，出資割合 100%）
産業文化事業団	3,000 千円	（出捐金，同 100%）
農業公社	50,000 千円	（出捐金，同 83.3%）
ラクスマリーナ	30,000 千円	（出資金，同 100%）

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類（地方自治法施行令第 173 条）を提出

☆ 主な事業計画

法人	主 な 事 業 計 画
土地開発公社	中央一丁目再開発用地等土地貸付事業
産業文化事業団	水郷体育館，市民会館，亀城プラザなどの施設の営業
農業公社	農地利用集積円滑化事業体制の整備，施設の有効活用と地域特産品による地域の活性化，都市と農村の交流事業の促進，常陸秋そば生産振興と販売・PR体制の充実・強化
ラクスマリーナ	マリーナ整備などの事業の活性化，土浦市とのイベント連携，市民の霞ヶ浦認知度アップのイベント活動参加，貸切遊覧の航路拡張，船舶修繕事業の拡大，人材の育成強化

平成 26 年第 2 回市議会定例会 議案

【条 例 5 件】

1 議案第 8 1 号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例及び土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	土浦市母子生活支援施設「新川ホーム」廃止に伴う改正及び、現行法令に合わせた各名称の改正
改正の主な内容	① 新川ホーム廃止により、母子生活支援施設嘱託医を設置しないため条例から削除する。 改正前 母子生活支援嘱託医 ⇒ 改正後 削 除 ② 法令の改正に伴い、既に各施設の設置及び管理に関する条例等での名称が改正となっている(知的障害児通園施設→療育支援センター等)ため、本条例上の嘱託医に関係についても、現行に合わせた名称に変更する。 改正前 知的障害児通園施設嘱託医 知的障害者通所授産施設嘱託医 ⇒ 改正後 療育支援センター嘱託医 つくしの家嘱託医
施行日	公布の日から施行する

2 議案第 8 2 号 土浦市税条例等の一部改正について

改正の趣旨	地方税法等の一部改正に伴う改正																																																																																																				
改正の主な内容	◀市民税関係▶ ○ 法人市民税の法人税割の税率を※引下げ 改正前 14.7% ⇒ 改正後 12.1% (2.6%減) ※引下げ分に相当する分(県△1.8%市△2.6%合計△4.4%)は、国税として 地方法人税(税率 4.4%)が創設され、地方交付税の原資に充てられる。 ◀軽自動車税関係▶ ① 軽自動車税の税率の引上げ(軽四輪等は平成 27 年度以降の新規取得分から) <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">種別</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td colspan="3">50 c c 以下</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">90 c c 以下</td><td>1,200円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td colspan="3">125 c c 以下</td><td>1,600円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="3">3輪以上20 c c 超50 c c 以下</td><td>2,500円</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="3">2輪のもの(側面付含む)</td><td>2,400円</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="3">3輪のもの</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">小型特殊自動車</td><td rowspan="3">農耕作業用のもの</td><td>2輪</td><td></td><td>1,600円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">4輪及びカタピラ</td><td>1,000cc以下</td><td>2,400円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>1,000cc超</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td colspan="3">その他のもの</td><td>4,700円</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="4">2輪の小型自動車</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> ② 軽自動車税の重課税率(13 年を経過したものに対する重課) <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">種 別</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="5">軽自動車</td><td colspan="3">3輪のもの</td><td rowspan="5">制度なし</td><td>4,600円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>6,000円</td></tr></table>	区分	種別			改正前	改正後	原動機付自転車	50 c c 以下			1,000円	2,000円	90 c c 以下			1,200円	2,000円	125 c c 以下			1,600円	2,400円	3輪以上20 c c 超50 c c 以下			2,500円	3,700円	軽自動車	2輪のもの(側面付含む)			2,400円	3,600円	3輪のもの			3,100円	3,900円	4輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2輪		1,600円	2,000円	4輪及びカタピラ	1,000cc以下	2,400円	3,000円	1,000cc超	3,100円	3,900円	その他のもの			4,700円	5,900円	2輪の小型自動車				4,000円	6,000円	区分	種 別			改正前	改正後	軽自動車	3輪のもの			制度なし	4,600円	4輪以上	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円	貨物用	営業用	4,500円	自家用	6,000円
区分	種別			改正前	改正後																																																																																																
原動機付自転車	50 c c 以下			1,000円	2,000円																																																																																																
	90 c c 以下			1,200円	2,000円																																																																																																
	125 c c 以下			1,600円	2,400円																																																																																																
	3輪以上20 c c 超50 c c 以下			2,500円	3,700円																																																																																																
軽自動車	2輪のもの(側面付含む)			2,400円	3,600円																																																																																																
	3輪のもの			3,100円	3,900円																																																																																																
	4輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円																																																																																																
			自家用	7,200円	10,800円																																																																																																
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円																																																																																																
			自家用	4,000円	5,000円																																																																																																
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2輪		1,600円	2,000円																																																																																																
		4輪及びカタピラ	1,000cc以下	2,400円	3,000円																																																																																																
			1,000cc超	3,100円	3,900円																																																																																																
	その他のもの			4,700円	5,900円																																																																																																
2輪の小型自動車				4,000円	6,000円																																																																																																
区分	種 別			改正前	改正後																																																																																																
軽自動車	3輪のもの			制度なし	4,600円																																																																																																
	4輪以上	乗用	営業用		8,200円																																																																																																
			自家用		12,900円																																																																																																
		貨物用	営業用		4,500円																																																																																																
			自家用		6,000円																																																																																																
施行日	市民税関係：平成 26 年 10 月 1 日 軽自動車関係：①平成 27 年 4 月 1 日 ②平成 28 年 4 月 1 日 その他：公布の日等																																																																																																				

3 議案第 8 3 号 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	県の医療福祉補助制度の改正(拡充)に伴う改正																																																												
改正の主な内容	○県の医療福祉対策要綱において、「小児」として規定されていた医療福祉補助制度(県→市 1/2 補助)の対象者の年齢が、9 歳(小学 3 年)から 15 歳(中学 3 年)まで拡充されたことに合わせ、本条例においても「小児」の対象年齢を改正する。 改正前 0 歳～ 9 歳 ⇒ 改正後 0 歳～15 歳 ○医療福祉制度(マル福)の県補助と市単独の変更について(参考) 改正前 <table><tr><td></td><td>0歳～小1</td><td>小2</td><td>小3</td><td>小4</td><td>小5</td><td>小6</td><td>中1</td><td>中2</td><td>中3</td></tr><tr><td>県補助(所得制限内)</td><td colspan="3">入院・外来</td><td colspan="6">県助成外</td></tr><tr><td>市単独</td><td colspan="3">入院・外来(県所得制限超)</td><td colspan="6">入院・外来(県・助成外)</td></tr></table> 小 児 ↓ 改正後 <table><tr><td></td><td>0歳～小1</td><td>小2</td><td>小3</td><td>小4</td><td>小5</td><td>小6</td><td>中1</td><td>中2</td><td>中3</td></tr><tr><td>県補助(所得制限内)</td><td colspan="6">入院・外来</td><td colspan="3">入院 外来(県助成外)</td></tr><tr><td>市単独</td><td colspan="6">入院・外来(県所得制限超)</td><td colspan="3">入院(県所得制限超)</td></tr></table> 小 児 ★条例改正に伴う、本市の医療福祉費支給制度(マル福)について 本市においては、平成 24 年 10 月より、県補助対象外(小学校 4 年生以上・所得制限超など)についても、既に市の単費により、外来・入院すべてにマル福を適用しているため(上の表の改正前)、今回の改正により県から市への補助対象については拡充(上の表の改正後)されるが、受給対象者、受給要件等の変更はない。		0歳～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	県補助(所得制限内)	入院・外来			県助成外						市単独	入院・外来(県所得制限超)			入院・外来(県・助成外)							0歳～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	県補助(所得制限内)	入院・外来						入院 外来(県助成外)			市単独	入院・外来(県所得制限超)						入院(県所得制限超)		
	0歳～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3																																																				
県補助(所得制限内)	入院・外来			県助成外																																																									
市単独	入院・外来(県所得制限超)			入院・外来(県・助成外)																																																									
	0歳～小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3																																																				
県補助(所得制限内)	入院・外来						入院 外来(県助成外)																																																						
市単独	入院・外来(県所得制限超)						入院(県所得制限超)																																																						
施行日	平成 26 年 10 月 1 日																																																												

4 議案第 8 4 号 土浦市新治運動公園条例の一部改正について

改正の趣旨	新治運動公園に新しく野球場が完成することによる改正																											
改正の主な内容	① 野球場の施設利用料について定める(新設) 野球場使用料(1面) <table><tr><th colspan="2">利用区分</th><th>9時～13時</th><th>13時～17時</th><th>18時～22時</th></tr><tr><td rowspan="2">軟式野球 (学童)又はソフト ボール</td><td>市内の 居住者</td><td>2,160円</td><td>2,160円</td><td>2,160円</td></tr><tr><td>市外の 居住者</td><td>4,320円</td><td>4,320円</td><td>4,320円</td></tr><tr><td rowspan="2">軟式野球 (学童を除く)</td><td>市内の 居住者</td><td>3,240円</td><td>3,240円</td><td>3,240円</td></tr><tr><td>市外の 居住者</td><td>6,480円</td><td>6,480円</td><td>6,480円</td></tr></table> (学童＝小学生以下) 備考 ア 施設の利用時間は、4 時間を単位とする。 イ 利用時間が利用単位時間に満たない場合でも、時間計算はしない。 ウ 軟式野球(学童(小学生以下))及びソフトボール利用の際には、同時に3面の利用が可能であるが、軟式野球(学童を除く。)利用の際には、1面での利用とする。 ② 野球場の付属設備使用料(夜間照明設備)について定める(新設) <table><tr><td>照明料</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>(1時間あたり)</td><td>(市内・市外同額)</td></tr></table>	利用区分		9時～13時	13時～17時	18時～22時	軟式野球 (学童)又はソフト ボール	市内の 居住者	2,160円	2,160円	2,160円	市外の 居住者	4,320円	4,320円	4,320円	軟式野球 (学童を除く)	市内の 居住者	3,240円	3,240円	3,240円	市外の 居住者	6,480円	6,480円	6,480円	照明料	2,700円	(1時間あたり)	(市内・市外同額)
利用区分		9時～13時	13時～17時	18時～22時																								
軟式野球 (学童)又はソフト ボール	市内の 居住者	2,160円	2,160円	2,160円																								
	市外の 居住者	4,320円	4,320円	4,320円																								
軟式野球 (学童を除く)	市内の 居住者	3,240円	3,240円	3,240円																								
	市外の 居住者	6,480円	6,480円	6,480円																								
照明料	2,700円																											
(1時間あたり)	(市内・市外同額)																											
施行日	平成 26 年 9 月 1 日(供用開始に合わせる)																											

5 議案第85号 土浦市火災予防条例の一部改正について

改正の趣旨	消防法施行令の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	○平成 25 年 8 月に発生した福知山花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため所要の項目を追加し改正する。 ① 消火器の準備 多数の者が集合する屋外における催しに際して、対象火気器具等(火を使った調理器具等)を使用する場合は、消火器の準備を義務付ける。 ② 露店等の開設届出 多数の者が集合する屋外における催しに際して、露店等を開設する場合(対象火気器具等を使用する場合に限る)は消防機関へ届出をする。 ③ 指定催しの指定 多数の者が集合する屋外における催しのうち、大規模であり、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えると認められるものを※「指定催し」として指定する。 ※「指定催し」の対象となる催しとは ・主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗以上 ・福地山花火大会(人出予想 11 万人以上)と同程度以上 以上のことから、「土浦全国花火競技大会」が指定となる予定 ④ 指定催しの防火管理 ③の催しを主催する者に対し、「防火担当者」を定め「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、火災予防上必要な業務を行わせることを義務付ける。 ⑤ 罰則 ③の催しを主催する者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し罰則を科することを定める(30 万以下の罰金)
施行日	平成 26 年 9 月 1 日

【補正予算 1件】

1 議案第86号 平成26年度土浦市一般会計補正予算(第1回)

☆予算総括表

千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	57,270,000	△ 632,907	56,637,093
合計(全会計)	95,923,000	△ 632,907	95,290,093

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	使用料及び手数料	1,001,489	797	1,002,286
	国庫支出金	7,878,241	△ 73,984	7,804,257
	県支出金	2,577,790	102,988	2,680,778
	繰入金	5,622,249	△ 140,660	5,481,589
	諸収入	1,079,803	10,052	1,089,855
	市債	9,544,300	△ 532,100	9,012,200
	合 計	57,270,000	△ 632,907	56,637,093
歳出	民生費	17,176,049	327,928	17,503,977
	土木費	7,836,724	△ 31,391	7,805,333
	消防費	3,351,877	1,327	3,353,204
	教育費	7,714,770	△ 1,054,030	6,660,740
	公債費	4,873,898	1,900	4,875,798
	災害復旧費	53,487	121,359	174,846
	合 計	57,270,000	△ 632,907	56,637,093

☆ 補正予算の主な内容

○民生費

- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備事業：【地域密着型特別養護老人ホーム・小規模介護老人保健施設の整備、及びスプリンクラー設備整備費の増…316,929 千円 国補助事業】
- ・医療福祉費助成事業：【県の医療福祉費支給制度(県→市 1/2)の対象年齢が小3から中3まで拡充されたことに伴う事務費等の増…3,839 千円】
- ・児童福祉対策事業：【「子ども・子育て新制度」における基準条例の整備に関する法令の整備支援委託料の増…756 千円】

○土木費

- ・道路ストック総点検事業【平成25年度国の補正予算により前倒しのため、路面性状調査委託料等の減…△42,400 千円】

○教育費

- ・学校管理事業【旧穴塚小学校の暫定管理に係る委託料等の増…1,068 千円】
- ・土浦小学校校舎及び屋内運動場改築事業
- ・小学校施設耐震化事業【平成25年度国の補正予算により前倒しのため、土小解体工事費・耐震補強

工事費等の減…△1,058,697 千円】

- ・新しい学校づくり支援事業【土浦小学校・宍塚小学校非常勤ＴＴ講師を緊急雇用対策事業により増員することによる報酬の増 1,299 千円 国補助事業】
- ・体育施設維持管理事業【H26.9 月に供用開始される新治運動公園野球場に係る施設管理委託料…2,300 千円】

○災害復旧費

- ・農業災害助成事業【H26.2 月の大雪等により農作物や農業用施設の被害に対して国・県・市共同による負担軽減を講じるための負担金補助及び交付金の増…121,359 千円】

【財産の取得 1 件】

【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

- ・予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却（土地については、1 件 5,000 m²以上のものに限る。）

1 議案第 87 号 財産の取得について（常備消防用高規格救急自動車購入）

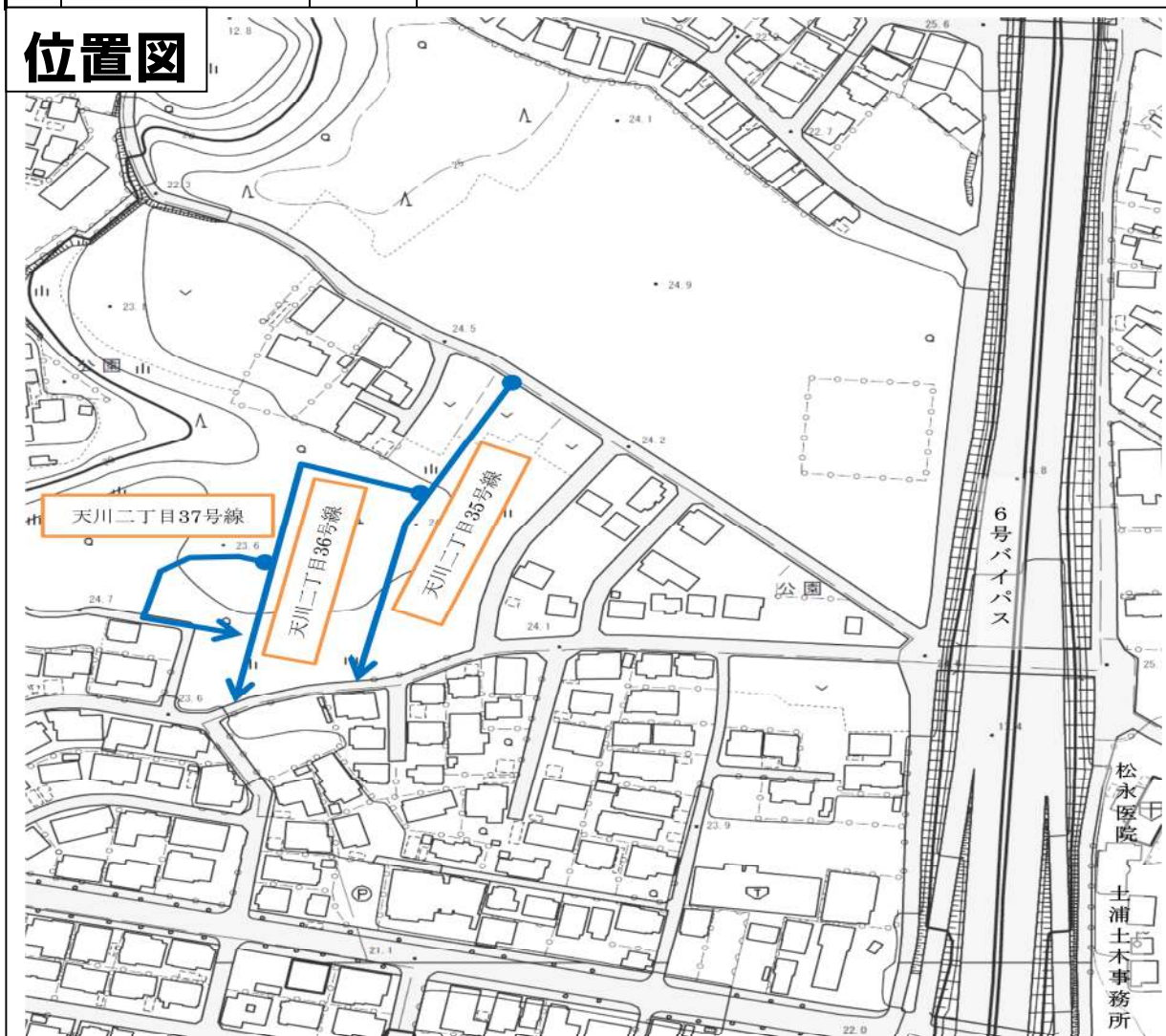
名 称	常備消防用高規格救急自動車購入
契 約 金 額	38,340,000 円
目 的 ・ 内 容	高規格救急自動車 1 台
契 約 の 相 手 方	茨城県水戸市泉町 2-3-24 茨城トヨタ自動車㈱ 代表取締役 幡谷 史朗
契 約 の 方 法	随意契約（入札日 平成 26 年 5 月 16 日）

【市道の認定等 1 件】

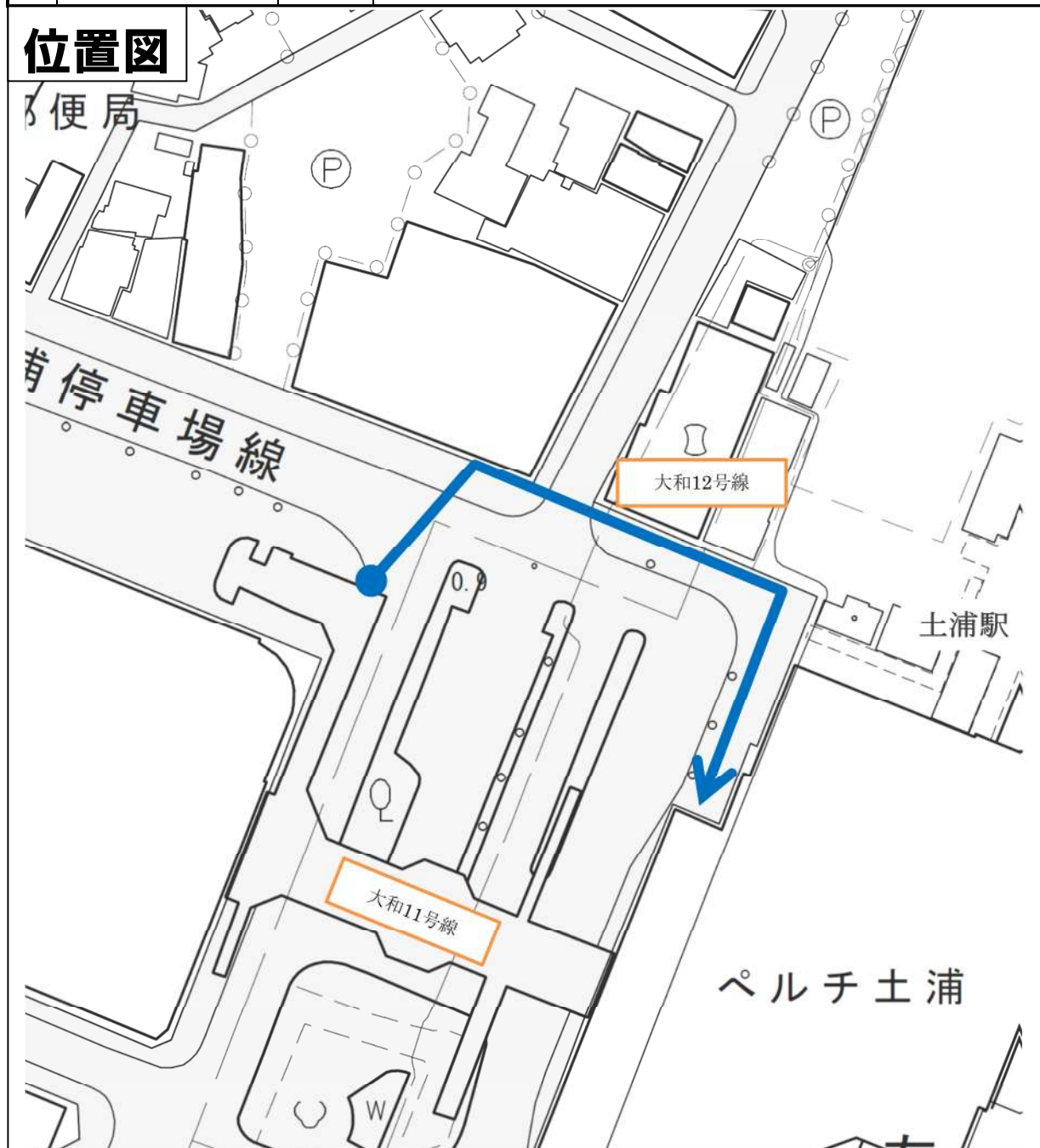
1 議案第 8 8 号 市道の路線の認定について

1	天川二丁目 35 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定（38 区画）
		起点	自 天川二丁目 1020-13
		終点	至 天川二丁目 1016-35
		延長	124.70m
		幅員	6.00m
2	天川二丁目 36 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定（38 区画）
		起点	自 天川二丁目 1019-6
		終点	至 天川二丁目 1016-24
		延長	128.00m
		幅員	6.00
3	天川二丁目 37 号線	概要	民間会社の開発行為の帰属に伴う認定（38 区画）
		起点	自 天川二丁目 1016-10
		終点	至 天川二丁目 1016-16
		延長	115.40m
		幅員	6.00m

位置図

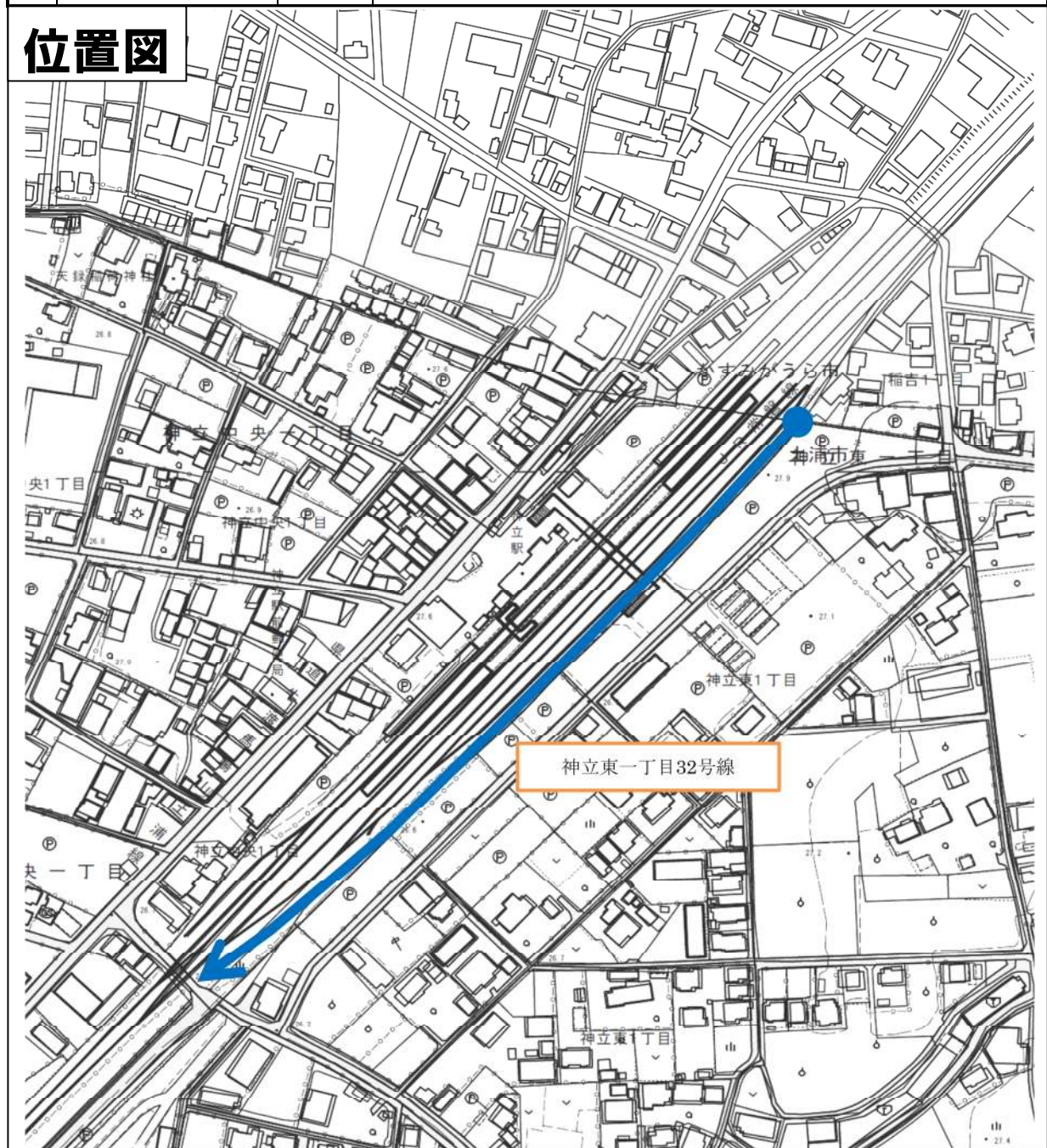


4	大和 12 号線	概要	土浦駅前北地区再開発事業に伴う土浦駅西口ペデストリアンデッキの新設延伸道路
		起点	自 有明町 3549-8
		終点	至 有明町 3562
		延長	101.80m
		幅員	4.10m



5	神立東口一丁目 32号線	概要	神立駅西口地区土地区画整理事業に伴う神立駅東口自転車歩行者専用道路
		起点	自 神立中央一丁目 4237-5
		終点	至 神立中央一丁目 4285-6
		延長	378.50m
		幅員	3.00m～16.00m

位置図



【追加議案 予算 1件】

1 議案第89号 平成26年度 土浦市一般会計補正予算(第2回)

☆予算総括表

千円

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	56,637,093	137,468	56,774,561
合計(全会計)	95,290,093	137,468	95,427,561

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	1	6,868	6,869
	市債	9,012,200	130,600	9,142,800
	合 計	56,637,093	137,468	56,774,561
歳出	消防費	17,176,049	137,468	17,313,517
	合 計	56,637,093	137,468	56,774,561

☆ 補正予算の主な内容

○消防費

- ・新消防庁舎整備事業：【新消防庁舎整備工事請負費の増…137,468 千円】

【追加議案 契約 1 件】

【参考】

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例

・ 予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負

1 議案第 9 0 号 神立菅谷排水区公共下水道(雨水)工事の請負契約の締結について

名 称	神立菅谷排水区公共下水道(雨水)工事
工 事 場 所	土浦市神立東二丁目地内
工 事 内 容	土工 一式 排水路布設工 L=133m U3,500mm×2,700mm 立坑築造工 一式 付帯工 一式
契 約 金 額	258,660,000 円
契 約 の 相 手 方	茨城県土浦市小松 3-24-16 日東エンジニアリング(株) 代表取締役 坂本 好郎
契 約 の 方 法	一般競争入札 (入札日 平成 26 年 5 月 30 日)